

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ご
み処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての留意事項

1 騒音及び超低周波音

論 点	関連 ページ
資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等が走行する道路沿道に住居等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う騒音への影響が懸念される。	P. 27 P. 121

2 動物、生態系

論 点	関連 ページ
オオタカ及びホンドギツネの調査については、種の生態を踏まえた適切な調査期間の結果が記載されていない。	P580 P678
事業実施区域内で形成されてきたアベマキなどから成立する二次林を中心とした植物相が消失するとともに、上位性の視点から注目されるホンドギツネの営巣地が直接改変されることから、工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響が懸念される。	P. 657～659 P. 689～690

3 景観

論 点	関連 ページ
主な景観要素に計画施設が加わるなどにより、視点によっては景観に変化が生じると予測されることから、施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。	P. 712～731

<過去の全般的な事項等に係る審査会答申の内容>

1 全般的な事項

- 事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- ごみ焼却施設の処理方式は、3つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。

2 その他

- 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。